

入 札 公 告

1 入札に付する事項

- (1) 契約件名
空調機（RAC-298 系統）修繕
- (2) 仕様等
「空調機（RAC-298 系統）修繕仕様書」による。
- (3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 高知県行政組織規則（平成 15 年高知県規則第 43 号）に規定する幡多土木事務所の所管区域内に、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和 8 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加意思確認書提出期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、入札参加意思確認書等の提出期限までに、入札参加意思確認書、その他必要書類を提出すること。

(1) 仕様書及び入札関連書類の様式

高知県立幡多けんみん病院ホームページからダウンロードした様式による。

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）午後 1 時から令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）午後 1 時までの間に高知県立幡多けんみん病院ホームページで交付する。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/hata/>

(2) 提出期間・提出先

ア この入札に参加する者は、令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）正午までに必着とし、別添様式

1 「入札参加意思確認書」を 3 の（2）のイの場所へ郵送又は F A X（電話により着信を確認すること。）により提出すること。

また、本件と同様の契約を直近過去 2 年度以内に、国または地方公共団体等と締結している場合は、実績確認書（様式自由）を同期日までに提出すること。

イ 提出先

郵便番号788-0785

高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院 経営事業部経営事業課

電話 0880-66-2225 FAX 0880-66-2111

(3) 仕様及び入札に関する質疑、確認等

ア 質疑書は、別紙様式2「質疑書」により、3の(2)のイの場所へ持参又はFAX(電話により着信を確認すること。)で行うこと。指定以外の方法(電話等)による質疑には、回答しない。

イ 質疑に対する回答は、高知県立幡多けんみん病院のホームページ上で公表する。

ウ 質疑書は令和8年10月9日(金)正午までに必着とする。

4 入札方法

(1) 入札は指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は認めない。

ア 入札及び開札の日時及び場所

令和8年10月16日(金) 午後1時30分

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札書記載方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。

イ 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もりの契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(4) 入札保証金

高知県公営企業局契約規程第6条及び第7条の規定による。

(5) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。事後公表。

(6) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかったものがした入札、その他高知県公営企業局契約規程第12条各号に該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

高知県公営企業局契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

ア 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

イ 再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行う。

ウ 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

（ア）入札を辞退した者

（イ）入札辞退として取り扱われた者

（ウ）入札の結果、失格となった者

エ 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、最低価格の入札を行なった入札者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

5 その他

（1）契約書作成の要否

要

（2）落札者が契約書に記名押印すべき期限

別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

（3）契約保証金

高知県公営企業局契約規程第22条及び第23条の規定による。